

本業務が要求する基本的な作業要件は次の4(1)から(3)までのとおり。
これを踏まえ、業務目的達成のため、より効果的な方法等を提案すること。
作業要件の詳細及び記載のない事項については、プロポーザルによる事業者
選定後、提案事項に基づいた協議を行い決定する。

仕 様 書

1 件名

区民寄贈絵画等の状態調査及びデジタルデータ整備業務委託

2 業務目的

区総務課が所蔵する区民寄贈絵画等について、作品の状態調査を行い、デジタルデータを整備することによって、今後適切かつ効率的な管理を可能とし、展示・貸出等、区の文化資源の活用を図る。

3 対象作品

550点以内(洋画、日本画等)

4 業務内容 <提案事項>

作業範囲には、状態調査・撮影に伴う梱包作品の荷解き、作業施設内の運搬、返却等の作業を含むものとする。

(1) 状態調査

作品の状態調査を行い、区が提供する作者・制作年代等の基本情報とともに電子データとして記録する。

(2) 作品撮影

デジタルカメラを用いて、適切かつ効率的な管理をするために必要十分な解像度で撮影する。

(3) デジタルデータの整備

作品画像、個別作品の情報・状態等を閲覧できるデジタルデータを整備する。提出するデータは次の通り。

ア デジタルカメラによる撮影データ

イ 標準的なブラウザによる、PC及びタブレットPC上での閲覧を前提とした画像データ2種以上。(作品インデックスに使用するものと作品の細部が確認可能なもの。)

5 進行管理

効率的に作業を進行できるよう、作業スケジュールを作成し、その進捗状況を定期的に区へ報告する。

6 成果物

本業務完了時には、以下に示す成果物を CD-ROM 等の電子媒体及び紙媒体で納品する。

- (1) 撮影データ
- (2) ブラウザ閲覧対応デジタルデータ
今後の管理や活用を前提に汎用性の高いデータ形式で納品すること。
- (3) 状態調査結果一覧（作品画像付き）
Microsoft Excel 上で展開可能なファイル形式及び紙媒体 3 部を納品すること。

7 委託期間

契約締結日から令和 3 年 3 月 31 日（水）まで

8 履行場所

- (1) 作品の状態調査及び撮影
大田区指定場所(大田区西蒲田 3-19-1 他)
- (2) 作品目録の製作
委託者事業所内

9 支払方法

検査終了後、請求に基づき一括して支払う。

10 契約不適合責任

本業務の運用開始後 1 年間は、業務の成果物に不備があり、区が修正の必要があると判断した場合は、受注者は速やかに不備の内容に関して調査し回答するものとする。当該調査の結果、成果物に関して瑕疵などが認められる場合には、受注者の責任及び負担において速やかに修正を行うものとする。なお、修正を実施する場合において、修正方法等を事前に発注者の承諾を得てから着手し、修正結果等について委託者へ報告すること。

11 その他

- (1) 作業実施の際は、区の指示に従うこと。
- (2) 作品を損傷しないよう細心の注意を払うこと。
- (3) 従業員等に社会保険の加入資格がある場合には、社会保険に加入させること。
- (4) 受託者は業務の実施に当たり、労働基準法や最低賃金法をはじめとする関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。
- (5) 本業務により制作された成果物の著作権、商標権、意匠権、その他知的財産権、所有権等一切の権利は、区に帰属するものとする。

(6) この契約及び仕様に定めのない事項又はこの契約及び仕様の各条項に関する疑義が生じたときは、区と協議のうえ、決定するものとする。